

公益社団法人埼玉県農林公社 役員の報酬等に関する規程

公益社団法人埼玉県農林公社 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益社団法人埼玉県農林公社（以下「当公社」という。）定款第30条の規定に基づく役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤理事の報酬)

第2条 常勤の各理事に対する報酬は、年間960万円以内とし、その職務等を勘案して理事会で定めるものとする。

2 前項の報酬は、月例報酬及び期末手当として支給するものとし、通勤手当及び旅費は報酬に含まないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、県派遣の常勤の各理事に対する報酬は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号）の定めにより埼玉県知事と締結した取決め書の規定に基づき支給するものとする。

(常勤理事の報酬の支給方法)

第3条 常勤理事の報酬の支給日は、職員の給与を支給する日とし、その支給方法については、自己名義の預金口座への振替の方法により支給するものとする。

(通勤手当)

第4条 常勤理事には、その通勤の実態に応じて、職員の例により通勤手当を支給するものとする。

(常勤理事の旅費)

第5条 常勤理事の旅費の種類及び支給額は、職員の例により支給する。

(常勤理事の期末手当)

第6条 常勤理事には、月例報酬として支給する額（以下「報酬月額」という。）及びその報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月にあつては100分の155、12月にあつては100分の170を乗じて得た額を期末手当として支給する。

ただし、在職期間が6箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とする。

- (1) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (2) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (3) 3箇月未満 100分の30

2 前項の期末手当の支給については、同項に定めるもののほか職員の期末手当支給の例による。

(常勤理事の退職手当)

第7条 常勤の理事が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、理事に在職した1月につき退職時の報酬月額の100分の10.875を限度とし、理事会で決定する。

3 退職手当の支給は、任期にかかわらず、引き続き理事としての在職期間を通算して行うものとする。

4 県派遣の常勤理事については、退職手当を支給しないものとする。

5 理事の退職手当の支給方法については、職員の例によるものとし、疑義が生じた場合は、埼玉県の常勤の特別職の例による。

(非常勤役員の報酬)

第8条 非常勤役員に対しては、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、その都度支給するものとし、報酬の額は1日につき12,350円とする。

(非常勤役員の費用弁償)

第9条 非常勤役員が職務遂行のため旅行したときは、その費用を弁償することができる。

2 費用弁償の額は、常勤理事に支給する旅費に相当する額とする。

3 費用弁償の支給については、前2項に定めるもののほか、職員の旅費の支給の例による。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人埼玉県農林公社の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行する。